

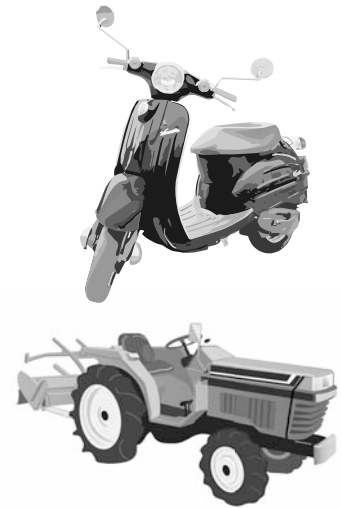
平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車などを所有している方(名義人)に課税されます。

平成28年度から原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪小型自動車などは登録した年月にかかわらず新税率となり、四輪・三輪は下表のとおり税率が変わります。

●原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪小型自動車等

車種		現行税率 (平成27年度まで)	新税率 (平成28年度から)
一 種 (50cc以下)		1,000円	2,000円
二 種 (90cc以下)		1,200円	2,000円
二 種 (125cc以下)		1,600円	2,400円
軽二輪 (250cc以下)		2,400円	3,600円
ポート・トレーラー		2,400円	3,600円
二輪小型自動車 (250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
ミニカー		2,500円	3,700円



●四輪・三輪

車種	現行税率①	新税率②	重課税率③	グリーン化特例(軽課税率)			
				75%軽減④	50%軽減⑤	25%軽減⑥	
三 輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
四 輪	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円

- ・平成27年3月31日以前に新規登録をした車両は、平成28年度も現行税率①となります。
- ・平成27年4月1日以後に新規に新車登録をした車両は、新税率②が適用されます。(グリーン化特例があります)
- ・新規登録(車検初度検査年月)から13年を経過した車両は、経過した年の翌年度から重課税率③が適用されます。

グリーン化特例

平成27年4月1日から28年3月31日までに新規に新車登録をした車両で、次に該当する車両は平成28年度の軽自動車税が軽減されます。

※排出ガス性能と燃費性能は自動車検査証に記載されています。

電気自動車・天然ガス軽自動車 …… 75%軽減(④)

乗用(自家用・営業用) …… 平成17年排出ガス基準75%低減達成車で平成32年度燃費基準値+20%達成車は50%軽減(⑤)
平成17年排出ガス基準75%低減達成車で平成32年度燃費基準値達成車は25%軽減(⑥)

貨物(自家用・営業用) …… 平成17年排出ガス基準75%低減達成車で平成27年度燃費基準値+35%達成車は50%軽減(⑤)
平成17年排出ガス基準75%低減達成車で平成27年度燃費基準値+15%達成車は25%軽減(⑥)

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212